

「アーク溶接等の業務に係る特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご協力をいただき、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項において、『事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。』と規定しております。

当協会では、危険又は有害な業務として労働安全衛生規則第36条第3号に規定する『アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務（アーク溶接等）』に係る学科及び実技の特別教育を、下記により開催いたします。労働者の安全の為・違法行為の防止に、貴事業場の該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

記

1 日 時・会 場

日 時	科 目	会 場
令和7年6月20日（金） 9時～17時	学 科	新潟市秋葉区文化会館 練習室1 新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301
令和7年6月21日（土） 9時～17時	学科・実技	㈱総合車両製作所 新津事業所 新潟市秋葉区南町19-33 TEL 0250-23-4904
令和7年6月22日（日） 9時～17時	実 技	

< ※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい。 >

2 対象者 アーク溶接機を使用して金属の溶接、溶断等を行う者及び予定者。炭酸ガスアーク溶接・イナートガスアーク溶接(自動手動不問)も対象となります。

3 定 員 30名（定員になり次第締め切ります）

4 受講料 18,000円（非協会員 21,000円）
※ 受講料には、テキスト代、資材費用を含みます。

5 申込期限 令和7年6月11日（水）

6 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送って下さい。受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、必ずTEL・FAX番号を記載して下さい。
受講料は下記口座に振込み願います。

◇ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店(普)0331019

◇ 申込先 〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町 4-18-12 (一社) 新津労働基準協会

(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7 当日用意する物

三日間：筆記用具、昼食

二日目以降：実技の時は、作業着（長袖）・安全靴・安全帽（ヘルメット）・保護メガネ・防じんマスクを持参してください。

8 その他

全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

受講日 6. 20～22「アーク溶接等の業務に係る特別教育」受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()	
※県内のいずれかの労働基準協会会員は会員とみなします		FAX	()	
事業所名		業種		
所在地	〒	従業員数		
受講番号	氏 名	生年月日		
※	(ふりがな)	昭・平	年	月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年	月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年	月 日生
※	(ふりがな)	昭・平	年	月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。				

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者：

㊞

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は、3割頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。